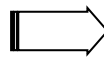


# 【ワンストップ】栗東市から転出（市外へ）される方へ

(Ver. 1.2)

1.新しい住所に移った日から **14日以内**に新住所地の市区町村役場に転入届を行ってください。

\*転入届には次のものがが必要です。



・マイナンバーカード（届出人のもの） ・国民年金手帳（加入者のみ）  
 ・外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書

※ 14日以内に転入届出をしないときは、5万円以下の過料に処せられる場合がありますのでご注意ください。

※ お渡しする転出証明書には、本籍・筆頭者・個人番号（12桁コード）等の個人情報が記載されます。

2.印鑑登録証明書・住民票の写しは転出予定日の前日まで交付できますが、その際は必ず印鑑登録証をお持ちください。（マイナンバーカードによるコンビニ交付ではお取りできません。市役所の窓口にてお願いします。）

主な手続きとしては次のようなものがあります。（①から⑥の手続き項目は一部総合窓口課でも取り扱っております。）

※ 担当課の電話番号は、各課・係の直通の電話番号です。ご不明な点は、平日の8:30～17:15に各担当課へお問合せください。

手続き項目	チェック	栗東市での手続き	担当課	新住所地での手続き
①印鑑登録をしている方		転出（予定）日をもって廃止されます。転入手続きを終えられた後、印鑑登録証（カード）はご自身でハサミなどにより切断して破棄してください。	総合窓口課(1F) 総合窓口係 Tel551-0110	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
②個人番号カード 住民基本台帳カードをお持ちの方		カードをお持ちの方は、特例の手続きとなり、転出証明書が不要となります。新住所地へ転入手続きができる期間は「転入予定日から30日、転入日から14日のいずれか早い日」です。転入手続きをしないとカードが廃止になりますので、お早めに転入届をしてください。		カード(暗証番号数字4桁)を持参し、転入及びカードの継続利用の手続きをしてください。転入手続き後、90日以内に手続きをしないとカードが廃止になります。
③国民健康保険加入者の方		転出される方の国民健康保険証(兼高齢受給者証)を返却してください。(郵送可)(マイナンバーカードと保険証を一体化している人も国民健康保険証(兼高齢受給者証)の返却が必要です。) 国民健康保険加入者全員または世帯主が転出される時は、保険税の精算をしてください。	保険年金課(1F) 国民健康保険係 Tel551-1807	加入手続きをしてください。 詳しくは、新住所地の市区町村にお尋ねください。
④国民年金加入者の方		手続きの必要はありません。	保険年金課(1F) 年金係 Tel551-0112	新住所地の市区町村にお尋ねください。
⑤公的年金受給中の方		手続きの必要はありません。	保険年金課(1F) 年金係 Tel551-0112	新住所地の市区町村または年金事務所にお尋ねください。
⑥後期高齢者医療制度加入者の方		新しい被保険者証が届きましたら、後期高齢者医療保険証を返却またはご自身でハサミなどにより切断して破棄してください。保険料精算の案内をお送りします。	保険年金課(1F) 高齢者医療係 Tel551-0361	負担区分等証明書(県外へ転出される場合)を持参し、手続きをしてください。

手続き項目	チェック	栗東市での手続き	担当課	新住所地での手続き
⑦福祉医療受給者・精神科通院医療受給の方		<p>加入の健康保険組合によって受給券の有効期間が変わります。</p> <p>社保：</p> <p>1. 県外転出→転出日の前日まで</p> <p>2. 県内転出→転出月の末日まで(ただし、1日付転出は前月末日まで)</p> <p>国民健康保険・後期高齢者医療保険：</p> <p>県内外問わず、転出日の前日まで</p> <p>※子ども医療・47の福祉番号の受給券を持っている場合は、加入保険に関わらず、転出日の前日まで</p> <p>有効期間のきれた受給券は、ご返却ください。(郵送可)</p> <p>有効期間後に受給券を使用した場合は、栗東市が福祉医療費助成分の返還請求を行います。</p>	<p>保険年金課(1F)</p> <p>福祉医療係</p> <p>TEL551-0316</p>	<p>同様の手続きについては、新住所地の市区町村にお尋ねください。(健康保険証等)</p>
⑧児童手当受給者の方(公務員を除く)		<p>児童手当受給者の方は、ぴったりサービスで消滅届を提出してください。転出予定日をもって消滅となり、転出予定日の属する月分まで当市からの支給となります。</p>	<p>子育て支援課(1F)</p> <p>TEL551-0114</p>	<p>新たな手続きについては、新住所地の市区町村にお尋ね下さい。</p>
児童扶養手当受給者の方		<p>別途来庁し、住所変更届(転出予定日まで)又は資格喪失届(資格喪失事由の発生した日以降すみやかに)の手続きをしてください。(郵送不可)</p>		
⑨介護保険被保険者の方		<p>介護保険被保険者証を返却またはご自身でハサミなどにより切断して破棄してください。</p> <p>要介護認定者・要介護認定申請中の方は、窓口または電話にてお申し出ください。</p> <p>要介護認定のない方も、高齢者施設(有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅等)に入居される方は、引き続き栗東市が保険者となります。</p>	<p>長寿福祉課(1F)</p> <p>TEL551-0281</p>	<p>要介護認定を受けている(申請中)方は、必ず新住所地の市町村にてお申出のうえ、引継認定の手続きをしてください。</p>
⑩妊娠中の方		<p>母子健康手帳の交付を受けている方は、妊婦健康診査受診券(母子健康手帳別冊)を新住所地の市町村で交換してください。</p>	<p>こども家庭センター</p> <p>(なごやかセンター内)</p> <p>TEL558-8670</p>	<p>新住所地の市町村でお問合せください。</p>

手続き項目	チェック	栗東市での手続き	担当課	新住所地での手続き
⑪市内の小・中学校に在学されている方		在学されている学校で在学証明書等をお受け取りください。	学校教育課(3F) Tel551-0130	新たな手続きについては、新住所地の市区町村にお尋ねください。(在学証明書・印鑑・教科書証明持参)
		区域外就学の申請が必要な方はオンラインで手続きをしてください。		
		《1月中旬～入学式まで》 新小・中学1年生は、就学通知書を返送もしくは、ご自身で破棄して下さい。		
⑫保育所・幼稚園・こども園に在園されている方		園で退園の手続きをしてください。 (園で手続きがお済みの方は、幼児保育課での手続きは不要です。)	幼児課(3F) Tel551-0424	引き続き、現在の保育所・こども園への通園を希望される場合は、新住所地の市区町村にお尋ねください。
⑬身体障がい者・療育手帳をお持ちの方		栗東市での手続きはありません。新しい住所地で住所変更の手続きをしてください。	障がい福祉課(1F) Tel551-0304 Tel551-0113 Fax553-3678	各種手帳を持参し、異動の届出をしてください。
⑭特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給中の方		新しい住所地で住所変更の手続きをしてください。		新たな手続きについては、新住所地の市区町村にお尋ねください。
⑮自立支援給付受給中の方		栗東市での手続きはありません。新しい住所地で住所変更の手続きをしてください。		
⑯特別児童扶養手当受給中の方または対象児童		住所変更等の手続きが必要となりますので、担当課へ電話・メール等でお問い合わせください。		
⑰市税全般に関する事で海外へ転出される方		1月1日現在において、栗東市に住所があり前年中に所得のある方や栗東市内に土地や家屋などの固定資産を所有されている方は、納税管理人を届けてください。 また、その他の市税においても納税管理人の届けが必要な場合がありますので、詳しくは税務課にお問合せ下さい。 ※正しい手続きをされませんと、差押等の滞納処分となる場合があります。	税務課(1F) 資産税係 Tel551-0105 市民税係 Tel551-0106 納税推進室 Tel551-0107	

手続き項目	チェック	栗東市での手続き	担当課	新住所地での手続き
⑱原付バイク等をお持ちの方		別途来庁し、ナンバープレート・標識交付証明書を持参して廃車手続きを行い、廃車証明書をお受け取りください。	税務課(1F) Tel551-0106	廃車証明書を持参し、登録手続きをしてください。 新住所地でナンバー変更の手続きができる場合もありますので、新住所地の市区町村にお問合せください。
⑲多量のごみ処理が必要な方		環境センターへ個人で直接搬入することができます。ご希望の方は、環境政策課で自己搬入の手続きをしてください。	環境政策課(2F) Tel551-0341	転出先でのごみ処理については、新住所地の市区町村にお尋ねください。
⑳犬を飼っている方		手続きの必要はありません。		新住所地で犬の登録をしてください。新たな手続きについては、新住所地の市区町村にお尋ねください。
㉑水道・下水道をご使用の方		使用停止日の4日前(土・日・祝日を除く)までに連絡の上、料金の精算をしてください。 栗東市のホームページからオンラインでの手続きも可能です。 ただし、共同住宅等で管理人が一括管理されている場合は、管理人へご連絡ください。	上下水道課(1F) Tel551-0135	新たな手続きについては、新住所地の市区町村にお尋ねください。

※担当課の電話番号は、各課・係の直通の電話番号です。ご不明な点は、平日の8:30~17:15に各担当課へお問合せください。

栗東市役所 総合窓口課 〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号